## 第2次那珂市総合計画後期基本計画 策定方針

#### 1 計画策定の趣旨

総合計画は、市町村が目指す将来像(都市像)と、それを具現化するための基本方針等を定めるまちづくりの根幹となる計画であり、市民と行政が那珂市の未来を共有するための指針となるものです。本市では、平成20年3月に「第1次那珂市総合計画」を、平成30年3月に「第2次那珂市総合計画」を策定し、目指すべき将来像の実現に向け市政運営を進めてきました。

現在本市は、大規模化する自然災害への対応、社会経済状況や人口構造の変化、 デジタル化をはじめとする技術革新や新型コロナウイルス感染症の拡大による 人々の意識と日常生活の変化等、様々な課題に直面しています。また、社会保障 費の増大や社会資本の整備、老朽化した公共施設の修繕等により財政負担が大き くなる一方で、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響による歳入の減少 は避けられません。

このように、目まぐるしく変化する社会経済情勢の中でも、本市が今後も持続可能なまちとして発展を続けるためには、現在の計画を的確に評価分析するとともに、既存の慣習や経験にとらわれない新たな手法や考え方を施策に盛り込む等、将来を見据えて、まちづくりの根幹となる総合計画を見直す必要があります。

ついては、令和4年度で前期基本計画の計画期間が終了することから、令和5年度を初年度とする後期基本計画を策定し、効果的かつ効率的で戦略的な行政運営を目指していきます。

## 2 総合計画の構成

#### (1) 基本構想

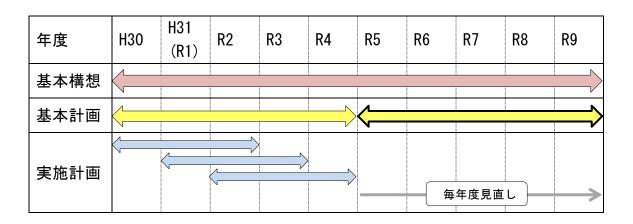
目指すべき市の将来像を定め、その実現に向けたまちづくりの基本理念と 施策の大綱を明らかにするものです。計画期間は、平成30年度から令和9 年度までの10年間です。

#### (2) 基本計画

基本構想で示した施策の大綱に基づき、根幹となる施策を体系的に示し、施策ごとの取組方針を明らかにするものです。社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するため、計画期間は5年とされています。後期基本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までです。今回は、この後期基本計画を主に策定します。

#### (3) 実施計画

基本計画で定めた施策の方針に基づき、3年間の具体的な事業計画を明らかにするものです。実効性の高い計画とするため、毎年度見直しを行うローリング方式により策定します。



## 3 策定に係る基本的な考え方

- (1) 前期基本計画の進捗状況を踏まえ、基本構想の実現に向けた具体的な施策を示すものとします。
- (2) 市民ワークショップによる意見集約、市民アンケート調査、パブリック・コメント等、様々な機会を捉えた市民意見の把握と計画策定における市民参画に取り組みます。
- (3) 「可能性への挑戦―那珂ビジョン―」及び「第2期那珂市まち・ひと・し ごと創生総合戦略」との整合性を図ることとします。
- (4) 国、県等の構想や長期計画との整合性に配慮するとともに、市の各施策分野における個別計画との整合性を図ることとします。
- (5) 既定の基本構想及び前期基本計画の体系を踏襲することを前提としつつ、 現在の本市を取り巻く社会環境や背景を適正に捉えた上で必要な見直しを行 うこととします。
- (6) 国道118号の4車線化や茨城県植物園のリニューアル計画、茨城北部幹線道路の整備等を地域活性化の契機と捉えるとともに、那珂インターチェンジ周辺の道の駅構想に続く関係人口の増加に繋がる新たなまちづくり構想について検討します。
- (7) カーボンニュートラルやDX(デジタルトランスフォーメーション)等の新たな取組を取り入れた時代の流れに対応した内容とし、「Society 5.0」や「SDGs(持続可能な開発目標)」の実現に向けた実効的な指針となるよう検討します。

#### 4 策定体制

(1)総合開発審議会

那珂市総合開発審議会設置条例(昭和40年那珂町条例第15号)の規定により設置します。市民、学識経験者等により組織し、基本計画について市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行います。

(2) 庁議

総合開発審議会へ諮問するため、総合計画策定委員会で作成した素案を審議します。また、総合開発審議会の答申に基づく調整を行い、庁内決定を行

います。

## (3)総合計画策定委員会

那珂市総合計画策定委員会設置規則(平成18年那珂市規則第10号)の 規定により設置します。市民、副市長及び各課室の代表により組織し、基本 計画についての調査研究を行い、その結果を庁議に報告します。

## (4)総合計画策定委員会ワーキングチーム

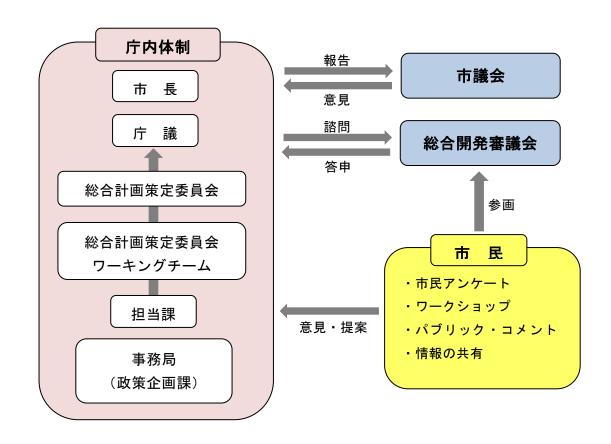
那珂市総合計画策定委員会ワーキングチーム設置要項(平成18年那珂市 訓令第2号)の規定により、総合計画策定委員会の下部組織として設置し、 職員の中から総合計画策定委員会委員長が指名するものにより組織します。 部会ごとに専門的事項の調査研究を行い、その結果を総合計画策定委員会に 報告します。

#### (5) 市民参加

市民アンケート、ワークショップ等を実施し、市民のまちづくりに対する 考え方を把握するほか、ホームページ、広報紙等を活用して情報を共有し、 幅広く市民の意見を求めることとします。

#### (6) 市議会への報告

市議会に対しては、進捗状況に応じて報告を行うとともに、十分に意見を 聴きながら計画策定を進めていきます。



# 5 策定スケジュール

令和4年 4月	第1回策定委員会ワーキングチーム ・策定の概要及び策定方針について ・専門部会の編成及び策定作業について
5月	第1回策定委員会 ・策定の概要及び策定方針について ・年間日程の提示 第2回策定委員会ワーキングチーム ・計画(骨子案)の作成
6月	第1回総合開発審議会 ・策定の概要及び策定方針について諮問 市議会全員協議会 ・策定の概要及び策定方針について
7月	市民ワークショップの開催 第3回策定委員会ワーキングチーム ・計画(素案)の作成 第2回策定委員会 ・計画(素案)の検討及び承認
8月	<ul><li>庁議付議</li><li>・計画(素案)について</li><li>・パブリック・コメントの実施について</li><li>第2回総合開発審議会</li><li>・計画(素案)の諮問</li></ul>
8~9月	市議会全員協議会 ・計画 (素案) の中間報告 パブリック・コメントの実施
9月	第4回策定委員会ワーキングチーム ・計画(案)の作成
10月	第3回策定委員会 ・計画(案)の検討及び承認 ・パブリック・コメントの結果報告
1 1 月	庁議付議         ・計画(案)について         第3回総合開発審議会         ・計画(案)の諮問及び答申について         総合開発審議会(答申)
1 1 ~ 1 2 月	市議会全員協議会 ・計画(案)について報告
令和5年1~2月3月	印刷製本作業 発行